

2017年6月28日

社会保険庁不当解雇撤回・北海道訴訟の控訴取下げにあたって

全厚生北海道闘争団

北海道訴訟弁護団

本年4月25日に判決が言い渡され、5月9日に控訴していた社会保険庁不当解雇撤回北海道訴訟（平成29年（行又）第9号事件）について、このたび、控訴人の意向を受け、控訴を取り下げました。

控訴人は、札幌地裁判決を受け、結論の不当性について強い憤りを覚えています。分限免職当時より患っている疾病の回復具合が芳しくなく、訴訟を継続することで生じる肉体的精神的負担を考慮し、誠に残念ながら、控訴を維持することは難しいとの判断に至りました。

弁護団は、控訴人同様、原判決の結論はもちろんのこと、事実認定も法律解釈も極めて不当であると考えております。しかし、遺憾ながら、分限免職された平成21年12月から7年半が経ち、第一審だけで6年を費やし、このような中で今後、訴訟を継続することがかえって控訴人の健康や人生設計にマイナスになるようなことは避けなければなりません。そこで、控訴人の

苦渋の決断を尊重し、本日、控訴を取下げました。

人事院審理に始まる7年にわたる闘争は、社会保険庁職員に対する分限免職処分が極めて不当なものだったことを明らかにしました。一緒に本訴訟を提起した越後氏が、人事院裁定で処分が取り消され、職場復帰を果たしたのはその証左です。また、国民の命綱である年金制度は、複雑な制度を熟知した公務員による継続的で安定的な労働に支えられてこそ成り立つことを明らかにしました。

これらは、私たちの裁判の大きな成果であったと確信しております。

改めて、これまで控訴人を支えてくださった皆さまはもとより、裁判に関心を寄せ、ご支援いただいた皆さまに、心よりお礼申し上げます。

なお、全国の裁判闘争はまだまだ続きます。他の地域の訴訟にいらっしゃる皆さまのご支援をお願いするとともに、わが国の年金制度と公務員の労働基本権を守るためにともに頑張りましょう。

以上